大田原市告示第１１号

令和５年１０月５日付け大田原市告示第１３３号により告示した大田原農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第１３条第４項の規定により準用する同法第１２条第１項の規定により告示する。

なお、同法第１２条第２項の規定により、当該変更後の農業振興地域整備計画書を次のとおり縦覧に供する。

令和６年２月６日

大田原市長　相馬　憲一

１　縦覧場所

大田原市役所産業振興部農政課

（大田原市本町１丁目４番１号）

２　農業振興地域整備計画書の縦覧期間

令和６年２月６日以後常時備え置いてあります。

３　縦覧時間

土曜日、日曜日、祝日を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで